

「門真市自転車安全利用に関するマナー条例」を守りましょう



平成 28 年 1 月 1 日施行
令和 5 年 4 月 1 日改正

1 条例改正の背景・経過

門真市では、自転車の安全利用に関する意識向上、自転車の事故防止を目的に施行した「門真市自転車安全利用に関するマナー条例」について、改正道路交通法の施行により全ての年齢層の自転車利用者や同乗者を対象にヘルメット着用が努力義務化されるに併せて、本市条例におきましても改正道路交通法に適法できるよう一部改正しました。

自転車事故で死亡した人の約 7 割が頭部に致命傷を負っており、また、ヘルメットを着用していない場合の致死率では、着用している場合と比較すると約 2.3 倍も高くなっています。

自転車を利用する時に頭部を守ることは重要ですので、自転車利用者や同乗者はヘルメットを着用しましょう。

2 条例の概要

条例は全 12 条で構成され、主な内容は次のとおりです。

1 市の責務（第 3 条）

自転車の安全利用に関する教育、啓発、指導、地域における活動支援、道路環境の整備を行う。

2 自転車利用者の責務（第 4 条）

- 道路交通法その他の法令の遵守
→自転車利用時や同乗者のヘルメット着用の努めも含む
- 歩行者の安全確保
- 車道は左側通行
- 傘をさしての運転はしない。
- 携帯電話等・イヤホンを使用しながらの運転はしない。
- 自転車事故の保険等に参加すること。
- 灯火・反射器材の装着、盗難防止、ひったくり防止カバーの着用、自転車の定期点検に努める。

3 保護者の責務（第 5 条）

保護する子に係る自転車事故の保険等に参加すること。

13 歳未満の子に対し、ヘルメット・レインコートの着用、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努める。

4 事業者の責務（第 7 条）

従業員に対し、自転車利用者の責務（第 4 条）の周知及び自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努める。

5 自転車販売業者の責務（第 8 条）

購入者に対し、自転車利用者の責務（第 4 条）の周知、自転車への灯火・反射器材の装着、自転車事故の損害賠償保険等の情報提供に努め、制動装置の備えていない自転車を販売してはならない。

6 学校及び保育所等の責務（第 10 条）

通学・通所する者に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努める。

7 市及び所轄警察署への協力（第 11 条）

自転車利用者、保護者、事業者、自転車販売業者、学校等は、市及び所轄警察署が行う自転車の安全利用に関する施策への協力を努める。

詳しくは、門真市のホームページをご覧ください。

【問合せ先】まちづくり部 道路公園課 総務グループ

☎06-6902-6645

安全利用のポイント

● 自転車の日常点検や整備に努めましょう

自転車を日常的に点検するとともに、自転車小売業者等による定期的な点検を受けるよう努め、必要に応じた整備を行ってください。

《ハンドルは》前輪と直角にしっかり固定されていますか？

《ライトは》明るいですか？

《ブレーキは》前後輪ともよくきいていますか？

《タイヤは》空気が入っていますか？

《ベルは》鳴りますか？

《サドルは》しっかり固定されていますか？

● 万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険などに加入しましょう

自転車での事故は、増加傾向にあり、被害者に対する損害賠償額は高額となっていますので、保険に加入しましょう。

傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約できる場合があります。

コンビニやインターネット等で加入できる自転車向け保険もあります。

自転車安全整備士がいる自転車安全整備店で点検整備を受けると貼付される「TSマーク」にも傷害保険と賠償責任保険が付帯しています。

● わずかな時間でも、自転車の施錠は忘れずに！

自転車の盗難は、鍵のかけ忘れ・無施錠による被害が約半数に及びます。

盗難に強い「シリンダー錠」の取り付けや「二重ロック」も行いましょう。

● ひたたくり防止カバーを活用しましょう

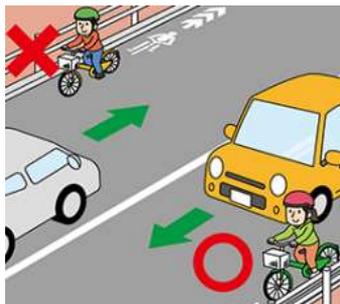
ひたたくり被害に遭われた方のうち、自転車の前かごからのひたたくりが大半です。

ひたたくり防止カバーを装着すれば、前かごからのひたたくり被害はゼロになります！

新しい自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



② 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



③ 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



④ 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



⑤ ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

